

産業廃棄物処分業許可証

住所 鹿児島県鹿屋市串良町細山田5530番地3
氏名 有限会社マカケ
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 前村千登勢

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和6年10月31日
許可の有効年月日 令和11年10月30日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

最終処分（安定型埋立）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上5種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(2) 事業の区分

中間処理（破碎）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、がれき類

以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：安定型最終処分場

設置場所：鹿児島県鹿屋市串良町細山田2917番2 外3筆

埋立面積：8,109平方メートル

埋立容量：91,879立方メートル

許可年月日：平成6年7月14日

許可番号：環政第16号の4

(2) 施設の種類：がれき類の破碎施設

設置場所：鹿児島県鹿屋市串良町細山田2917番2

設置年月日：平成8年4月15日

処理能力：264トン／日

許可年月日：平成13年2月1日（がれき類の破碎施設：みなし許可）



(3) 施設の種類：廃プラスチック類の破碎施設

設置場所：鹿児島県鹿屋市串良町細山田字水流丸2917番2

設置年月日：令和4年11月4日

処理能力：56.7トン／日

許可年月日：令和4年11月2日

許可番号：廃第1004-7号

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

変更許可	平成8年4月15日	事業の区分に「中間処理（破碎）」を追加 事業の用に供する施設に「がれき類の破碎施設」を追加
更新許可	平成11年10月31日	
更新許可	平成16年10月31日	
変更許可	平成20年4月14日	事業の区分「中間処理（破碎）」の取り扱う産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」を追加 事業の用に供する施設に「廃プラスチック類の破碎施設」を追加
更新許可	平成21年10月31日	
変更届出	平成25年11月20日	事業の用に供する施設「安定型最終処分場」の埋立面積を「8,847平方メートル」から「8,109平方メートル」に、埋立容量を「89,750立方メートル」から「91,879立方メートル」に変更
変更届出	平成26年4月30日	住所を「鹿児島県鹿屋市串良町細山田5523番地2」から「鹿児島県鹿屋市串良町細山田5530番地3」に変更
更新許可	平成26年10月31日	
変更届出	平成28年2月17日	法人の代表者を「江藤ひさえ」から「前村千登勢」に変更
更新許可	令和元年10月31日	
変更届出	令和4年11月29日	事業の用に供する施設の「廃プラスチック類の破碎施設」を入替
更新許可	令和6年10月31日	

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・~~無~~